

令和5年度

【No. 11】 指定障害福祉サービス事業者等指導調書

○ 指定自立訓練（生活訓練）

事業所の名称		
事業所の所在地	鹿児島市	
事業者の名称		
事業所番号	46	
指導年月日	令和 年 月 日	
指導調書作成担当者		
立 会 者 (事業所側)	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名
連 絡 先 等	電話	
	FAX	
	Eメール アドレス	
	HP アドレス	
指 導 監 査 課	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名

※ 太枠内のみ事業所において御記入ください。

※ **A4両面印刷**で提出してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてください。

<過去3年の出席状況>

令和 年度・・・（出席 ・ 欠席）
令和 年度・・・（出席 ・ 欠席）
令和 年度・・・（出席 ・ 欠席）

- 集団指導は、毎年開催し、自立支援サービス等の取扱い、自立支援給付に係る請求の内容、制度改正内容、障害者虐待事案及び実地指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、当日の資料に掲載のない情報も含め、伝達を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

- 集団指導を欠席した場合、上記実地指導の実施頻度を待たず、実地指導を行う場合があります。

用語の定義（基準第2条）

（1）「常勤換算方法」

指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）を利用する場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算上も1と扱うことを可能とする。

（2）「勤務延べ時間数」

勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

（3）「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。また、当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

（4）「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(5) 「前年度の平均値」

基準第 50 条（療養介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 78 条（生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 156 条（自立訓練(機能訓練)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 166 条（自立訓練（生活訓練）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 175 条（就労移行支援に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 186 条(第 199 条において準用される場合を含む。)（就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 208 条（共同生活援助（指定共同生活援助）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第 213 条の 4（共同生活援助（日中サービス支援型指定共同生活援助）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）及び第 213 条の 14（共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。

《目 次》

I 実地指導当日準備する必要書類

II 主眼事項及び着眼点（指定自立訓練（生活訓練））

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	
1	従業者の員数	1
第3	設備に関する基準	
1	設備	7
2	指定宿泊型自立訓練を実施する場合	7
3	設備の専用	9
第4	運営に関する基準	
1	内容及び手続の説明及び同意	9
2	契約支給量の報告等	9
3	提供拒否の禁止	11
4	連絡調整に対する協力	11
5	サービス提供困難時の対応	11
6	受給資格の確認	11
7	訓練等給付費の支給の申請に係る援助	11
8	心身の状況等の把握	11
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	13
10	身分を証する書類の携行	13
11	サービスの提供の記録	13
12	指定自立訓練（生活訓練）事業者が支給決定障害者に 求めることのできる金銭の支払の範囲等	13
13	利用者負担額等の受領	15
14	利用者負担額に係る管理	17
15	訓練等給付費の額に係る通知等	19
16	指定自立訓練（生活訓練）取扱方針	19
17	自立訓練（生活訓練）計画の作成等	19
18	サービス管理責任者の責務	21
19	相談及び援助	21
20	訓練	23
21	地域生活への移行のための支援	23
22	職場への定着のための支援の実施	23
23	食事	25
24	緊急時等の対応	25
25	健康管理	25
26	支給決定障害者に関する市町村への通知	25
27	管理者の責務	25
28	運営規程	27
29	勤務体制の確保等	27
30	業務継続計画の策定等	31
31	定員の遵守	33
32	非常災害対策	35
33	衛生管理等	35
34	協力医療機関	39
35	掲示	41
36	身体拘束の禁止	41
37	秘密保持等	45
38	情報の提供等	45
39	利益供与等の禁止	45
40	苦情解決	45
41	事故発生時の対応	47
42	虐待の防止	49
43	会計の区分	51
44	地域との連携等	51
45	記録の整備	51

第5	多機能型に関する特例	
1	従業者の員数等に関する特例	53
2	設備の特例	53
第6	変更の届出等	53
第7	介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	
	基本事項	53
1	生活訓練サービス費	55
1の2	福祉専門職員配置等加算	65
1の3	地域移行支援体制強化加算	67
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	67
3	初期加算	69
4	欠席時対応加算	69
4の2	医療連携体制加算	69
4の3	個別計画訓練支援加算	73
5	短期滞在加算	75
5の2	日中支援加算	75
5の3	通勤者生活支援加算	77
5の4	入院時支援特別加算	77
5の5	長期入院時支援特別加算	79
5の6	帰宅時支援加算	79
5の7	長期帰宅時支援加算	81
5の8	地域移行加算	83
5の9	地域生活移行個別支援特別加算	83
5の10	精神障害者地域移行特別加算	85
5の11	強度行動障害者地域移行特別加算	87
6	利用者負担上限額管理加算	87
7	食事提供体制加算	89
8	精神障害者退院支援施設加算	89
9	夜間支援等体制加算	91
10	看護職員配置加算	95
11	送迎加算	97
12	障害福祉サービスの体験利用支援加算	99
12の2	社会生活支援特別加算	99
12の3	就労移行支援体制加算	101
13	福祉・介護職員処遇改善加算	103
14	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	103
15	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	103
(参考)		
	主な根拠法令等	105

実地指導当日準備する必要書類

指定自立訓練（生活訓練）

1	勤務表，出勤簿	有・無
2	職員の資格証，研修修了証	有・無
3	契約書，重要事項説明書	有・無
4	利用料金等の説明文書，パンフレットなど	有・無
5	受給者証（写）	有・無
6	看護・介護記録，自立訓練（生活訓練）計画等	有・無
7	辞令又は雇用契約書	有・無
8	職員の研修の記録	有・無
9	業務継続計画	有・無
10	消防計画	有・無
11	衛生管理等に関する記録	有・無
12	就業規則	有・無
13	秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など）	有・無
14	秘密保持に関する利用者の同意書	有・無
15	苦情解決に関する記録	有・無
16	事故に関する記録	有・無
17	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
18	損害賠償保険証書	有・無
19	変更届（控）	有・無
20	金銭台帳の類	有・無
21	介護給付費又は訓練等給付費請求書（控）	有・無
22	介護給付費又は訓練等給付費明細書（控）	有・無
23	サービス提供実績記録票（控）	有・無
24	サービス提供証明書（控）	有・無
25	領収証（請求書）（控）	有・無
<p>注1 実地指導対象期間は，前年度4月1日から実地指導当日までですので，その期間に対応した上記書類を準備してください。</p> <p>注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。</p>		

主眼事項及び着眼点（指定自立訓練（生活訓練））

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 1 基本方針	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立訓練（生活訓練）を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立訓練（生活訓練）を提供しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立訓練（生活訓練）の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※多機能型事業所においては、「第5 多機能型に関する特例 (P53)」についても確認すること。</p> </div>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
第 2 人員に関する基準		
1 従業者の員数	指定自立訓練（生活訓練）事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	いる・いない
(1) 生活支援員	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上となっているか。</p> <p>① ②に掲げる利用者以外の利用者</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。）の利用者</p> <p>また、生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
(2) 地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上となっているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>●生活支援員及び地域移行支援員</p> <p>○ 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを行う事業所の場合</p> <p>➢生活支援員の員数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>また、生活支援員は、1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>○ 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合</p> <p>➢生活支援員の員数が、常勤換算方法により、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、利用者の数を10で除した数並びに指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）の利用者の数を6で除した数以上でなければならない。</p> <p>➢この場合、生活支援員について、最低1人以上配置するとともに、1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>○ 地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行した利用者の定期的な相談支援等を行う地域移行支援員の員数については、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに1人以上配置することが必要である。</p>	<p>○運営規程</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○ケース記録</p> <p>○運営規程</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○ケース記録</p> <p>○研修計画、研修実施記録</p> <p>○虐待防止関係書類</p> <p>○責任者を配置していることが分かる書類</p> <p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿（タイムカード）</p> <p>○従業者の資格証</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>	<p>法第43条</p> <p>平24条例52第3条第1項</p> <p>平24条例52第3条第2項</p> <p>平24条例52第3条第3項</p> <p>平24条例52第151条</p> <p>平24条例52第152条第1項第1号</p> <p>平24条例52第152条第6項</p> <p>平24条例52第152条第1項第2号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(3) サービス管理責任者	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</p> <p>① 利用者の数が 60 以下 1 人以上</p> <p>② 利用者の数が 61 以上 1 人に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>また、1 人以上は常勤となっているか。</p> <p>ただし、指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
(4) 看護職員	<p>健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、第 2 の 1 の（1）中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。</p> <p>この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとにそれぞれ 1 以上となっているか。</p> <p>また、生活支援員のうち 1 人以上は常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
(5) 訪問による指定自立訓練（生活訓練）	<p>事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）と併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下、「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、（1）から（4）に規定する員数の従業員に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上配置しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>●サービス管理責任者</p> <p>○サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な指定自立訓練（生活訓練）を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、自立訓練（生活訓練）計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、事業所ごとに利用者の数に応じて必要数を置くこと。</p> <p>○なお、サービス管理責任者その他の職務との兼務については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>➢事業所の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、自立訓練（生活訓練）計画の作成及び提供した指定自立訓練（生活訓練）の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定自立訓練（生活訓練）事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであるが、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用定員が 20 人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能であること。</p> <p>○なお、指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p>●看護職員</p> <p>○事業所において、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を配置している場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、生活支援員及び看護職員の総数が、（1）において必要とされる生活支援員の数を満たしていれば足りるものとする。ただし、この場合は、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。</p>	<p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿（タイムカード）</p> <p>○従業者の資格証</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿（タイムカード）</p> <p>○従業者の資格証</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>	<p>平 24 条例 52 第 152 条 第 1 項第 3 号</p> <p>平 24 条例 52 第 152 条 第 7 項</p> <p>平 24 条例 52 第 152 条 第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 152 条 第 6 項</p> <p>平 24 条例 52 第 152 条 第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(6) 利用者数の算定	(1), ((2)において読み替えられる場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	いる・いない
(7) 職務の専従	(1)から(4)に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。)	いる・いない
(8) 管理者	指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定自立訓練(生活訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	いる・いない
(9) 従たる事業所を設置する場合の特例	指定自立訓練(生活訓練)事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 (経過措置) 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号(指定障害福祉サービス基準)の施行日において現に存する分場(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。)を指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(9)の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。	いる・いない 該当・非該当

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>●管理者</p> <p>○ 指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理者は、以下の場合であって、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。</p> <p>ア 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>イ 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理業務に支障がないと認められる場合</p>	<p>○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）</p> <p>○管理者の雇用形態が分かる書類</p> <p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿（タイムカード）</p> <p>○従業員の資格証</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 152 条 第 4 項</p> <p>平 24 条例 52 第 152 条 第 5 項</p> <p>平 24 条例 52 第 153 条 準用第 51 条</p> <p>平 24 条例 52 第 153 条 準用第 80 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第3 設備に関する基準	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※多機能型事業所においては、「第5 多機能型に関する特例 (P53)」についても確認すること。 </div>	
1 設備	事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。 （相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。）	いる・いない
(1) 訓練・作業室	① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	いる・いない いる・いない
(2) 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	いる・いない
(3) 洗面所	利用者の特性に応じたものであるか。	ある・ない
(4) 便 所	利用者の特性に応じたものであるか。	ある・ない
	（経過措置） 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通所寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。）において、指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。	
指定宿泊型自立訓練を実施する場合	指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第3の1に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとなっているか。 ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第3の1に規定する訓練・作業室を設けないことができる。	いる・いない 非該当
(1) 居 室	① 1の居室の定員は、1人となっているか。 ② 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上となっているか。	いる・いない いる・いない
(2) 浴 室	利用者の特性に応じたものとなっているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○指定自立訓練（生活訓練）事業所における訓練・作業室等，面積や数の定めのない設備については，利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定自立訓練（生活訓練）が提供されるよう，適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。</p>	<p>○平面図 ○設備・備品等一覧表</p>	<p>平 24 条例 52 第 154 条 第 1 項 平 24 条例 52 第 154 条 第 4 項 平 24 条例 52 第 154 条 第 2 項</p>
<p>○指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合 指定宿泊型自立訓練事業所については、第 3 の 1 に掲げる設備のほか、居室及び浴室を設ける必要があること。 この場合、当該居室の定員は 1 人とし、その面積は、収納設備等を除いて 7.43 m²以上とすること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 22 条</p>
<p>○ただし、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホーム、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通勤寮が指定自立訓練（生活訓練）事業所に転換した場合には、居室の定員及び面積について、次のとおり経過措置が設けられていること（基準附則第 20 条第 2 項）。</p> <p>※経過措置</p> <p>① 居室の定員</p> <p>ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 2 人以下 イ ア以外の施設 4 人以下</p> <p>（ただし、法施行に伴い廃止された「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 81 号。以下「旧知的障害者更生施設等基準」という。）」附則第 4 条に規定する経過措置により居室の定員を「原則として 4 人以下」としている指定知的障害者通勤寮については、「原則として 4 人以下」として差し支えないこと。）</p>	<p>○平面図 ○設備・備品等一覧表</p>	<p>平 24 条例 52 第 154 条 第 3 項 附則第 20 条第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
設備の専用	これらの設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものとなっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続きの説明及び同意	<p>(1) 事業者は、支給決定障害者が指定自立訓練（生活訓練）の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 事業者は、社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供するときは、当該指定自立訓練（生活訓練）の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 事業者は指定自立訓練（生活訓練）の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>※経過措置</p> <p>② 居室の面積</p> <p>ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 利用者 1人当たりの床面積が4.4 m²以上</p> <p>イ ア以外の施設 利用者1人当たりの床面積が6.6 m²以上 (ただし、旧知的障害者更生施設等基準附則第4条に規定する経過措置により、入所者1人当たりの床面積を「3.3 m²以上」としている指定知的障害者通勤寮については、「3.3 m²以上」として差し支えないこと。)</p> <p>○指定自立訓練（生活訓練）事業所における訓練・作業室等、面積や数の定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定自立訓練（生活訓練）が提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならない。 例えば、指定自立訓練（生活訓練）事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要がある。</p> <p>○ 書面交付事項</p> <p>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 当該事業の経営者が提供する指定自立訓練（生活訓練）の内容</p> <p>③ 当該指定自立訓練（生活訓練）の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 指定自立訓練（生活訓練）の提供開始年月日</p> <p>⑤ 指定自立訓練（生活訓練）に係る苦情を受け付けるための窓口。</p> <p>○ 利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>○ 受給者証への記載事項</p> <p>① 当該事業者及びその事業所の名称</p> <p>② 当該指定自立訓練（生活訓練）の内容</p> <p>③ 当該事業者が当該利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量）</p> <p>④ 契約日等</p> <p>○当該契約に係る指定自立訓練（生活訓練）の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定自立訓練（生活訓練）の量を記載すること。</p> <p>○指定自立訓練（生活訓練）事業者は、（1）の規定による記載をした場合には、遅滞なく市に対して、当該記載事項を報告すること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○利用契約書（利用者または家族の署名捺印）</p> <p>○その他利用者に交付した書面</p> <p>○受給者証の写し</p> <p>○受給者証の写し</p> <p>○契約内容報告書</p>	<p>平 24 条例 52 第 154 条 第 5 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 9 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 9 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 10 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 10 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 10 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 10 条第 4 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
3 提供拒否の禁止	<p>事業者は、正当な理由がなく指定自立訓練（生活訓練）の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	いる・いない
4 連絡調整に対する協力	<p>事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	いる・いない
5 サービス提供困難時の対応	<p>事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練（生活訓練）を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立訓練（生活訓練）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	いる・いない
6 受給資格の確認	<p>事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	いる・いない
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 事業者は、自立訓練（生活訓練）に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、自立訓練（生活訓練）に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	いる・いない
8 心身の状況等の把握	<p>事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>② 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練（生活訓練）を提供することが困難な場合</p> <p>※「難病等対象者」である理由のみをもって、一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成 25 年 3 月 6 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡）</p> <p>③ 入院治療が必要な場合</p> <p>○あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこと。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○受給者証の写し</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○アセスメント記録 ○ケース記録</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 11 条</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 12 条</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 13 条</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 14 条</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 15 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 15 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 16 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
10 身分を証する書類の携行	<p>事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 事業者は、(1)(2)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
12 指定自立訓練（生活訓練）事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者が指定自立訓練（生活訓練）を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(4)までに掲げる支払については、この限りではない。)</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○身分証には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>○利用者及び指定自立訓練（生活訓練）事業者が、その時点での指定自立訓練（生活訓練）の利用状況等を把握できるようにするため、当該自立訓練（生活訓練）の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。</p> <p>○第2項は、利用者及び指定自立訓練（生活訓練）事業者が、その時点での指定自立訓練（生活訓練）の利用状況等を把握できるようにするため、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際には、当該自立訓練（生活訓練）の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。</p> <p>○利用者の確認 第3項は、同条第1項及び第2項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</p> <p>○利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。 ① 指定自立訓練（生活訓練）のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 ② 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>○個別支援計画 ○ケース記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○サービス提供の記録</p> <p>○サービス提供の記録</p> <p>○サービス提供の記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 17 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 17 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 18 条</p> <p>平 24 条例 52 第 155 条 の 2 第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 155 条 の 2 第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 155 条 の 2 第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 20 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 20 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>【自立訓練（生活訓練）※宿泊型以外】</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 日用品費</p> <p>③ ①及び②のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>【宿泊型自立訓練（生活訓練）】</p> <p>(4) 事業者は、指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う場合には、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 光熱水費</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○法定代理受領サービスとして提供される指定自立訓練（生活訓練）についての利用者負担額として、サービス費用基準額の1割（ただし、法第31条の規定の適用により訓練給付費の給付率が9割でない場合については、それに応じた割合とし、負担上限月額を上限とする。）の支払を受けなければならない</p> <p>○法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、サービス費用基準額（その額が現に当該自立訓練（生活訓練）に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該自立訓練（生活訓練）に要した費用の額）の支払を受ける。</p> <p>○指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）におけるその他受領が可能な費用の範囲</p> <p>➢第3項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>① 食事の提供に要する費用</p> <p>② 日用品費</p> <p>③ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>➢なお、③の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による。</p>	<p>○請求書</p> <p>○領収書</p>	<p>平24条例52第156条第1項</p> <p>平24条例52第156条第2項</p> <p>平24条例52第156条第3項</p>
<p>○指定宿泊型自立訓練におけるその他受領が可能な費用の範囲</p> <p>➢第4項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>① 食事の提供に要する費用</p> <p>② 光熱水費</p> <p>③ 居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>④ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p>	<p>○請求書</p> <p>○領収証</p>	<p>平24条例52第156条第4項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
13 利用者負担額等の受領	<p>③ 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>④ 日用品費</p> <p>⑤ ①から⑤のほか、指定宿泊型自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>（５）（３）の「①食事の提供に要する費用」及び（４）の「①食事の提供に要する費用」、「②光熱水費」、「③居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用」については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。</p> <p>（６）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、（１）から（４）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>（７）指定自立訓練（生活訓練）事業者は、（３）及び（４）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
14 利用者負担額に係る管理	<p>（１）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>（２）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>➤ ③の「居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用」については、国若しくは地方公共団体の補助金等（いわゆる民間補助金を含む。）により建設され、買収され又は改造された建物（建設等費用の全額を補助金等により賄った場合に限る。）を用いて、指定宿泊型自立訓練を提供する場合には、利用者に対し、当該費用についての負担を求めることはできないものである。</p> <p>➤なお、⑤の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による。</p> <p>○別に厚生労働大臣が定めるところ</p> <p>➤「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年9月29日厚生労働省告示第545号）参照。</p>	<p>○領収書</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平24条例52第156条第5項</p> <p>平18厚告545号の二</p> <p>平24条例52第156条第6項</p> <p>平24条例52第156条第7項</p> <p>平24条例52第156条の2第1項</p> <p>平24条例52第156条の2第2項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
15 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 事業者は、法定代理受領により市から指定自立訓練（生活訓練）に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
16 指定自立訓練（生活訓練）の取扱方針	<p>(1) 事業者は、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立訓練（生活訓練）の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 事業者は、その提供する指定自立訓練（生活訓練）の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
17 自立訓練（生活訓練）計画の作成等	<p>(1) 事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立訓練（生活訓練）に係る個別支援計画（以下「自立訓練（生活訓練）計画」という。）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は自立訓練（生活訓練）計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練（生活訓練）の目標及びその達成時期、指定自立訓練（生活訓練）を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練（生活訓練）計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所が提供する指定自立訓練（生活訓練）以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練（生活訓練）計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○サービス提供証明書の利用者への交付 利用者が市町村に対し訓練等給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>○「支援上必要な事項」とは、指定自立訓練（生活訓練）計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。</p> <p>○指定自立訓練（生活訓練）事業者は、自らその提供する指定自立訓練（生活訓練）の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。</p> <p>○自立訓練（生活訓練）計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定自立訓練（生活訓練）を提供する上での留意事項等を記載した書面である。</p> <p>○自立訓練（生活訓練）計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</p> <p>○ サービス管理責任者の役割 サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、自立訓練（生活訓練）計画の原案を作成し、以下の手順により自立訓練（生活訓練）計画に基づく支援を実施するものである。</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	<p>○通知の写し</p> <p>○サービス提供明細省の写し</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○個別支援計画 ○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類</p> <p>○個別支援計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録</p> <p>○アセスメントを実施したことが分かる記録</p> <p>○面接記録</p> <p>○個別支援計画の原案</p> <p>○他サービスとの連携状況が分かる書類</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 23 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 23 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 58 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 58 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 58 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 59 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 59 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 59 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 59 条第 4 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
17 自立訓練 （生活訓練） 計画の作成等	<p>(5) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成に係る会議（利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たる担当者等を召集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画を作成した際には、当該自立訓練（生活訓練）計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(8) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成後、自立訓練（生活訓練）計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行い、必要に応じて自立訓練（生活訓練）計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 自立訓練（生活訓練）計画に変更のあった場合、（2）から（7）に準じて取り扱っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
18 サービス管理 責任者の責 務	<p>サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	<p>いる・いない</p>
19 相談及び援 助	<p>事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
ア 利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、自立訓練（生活訓練）計画の原案について意見を求めること	○サービス担当者会議の記録	平 24 条例 52 第 158 条 準用第 59 条第 5 項
イ 当該自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること	○個別支援計画 （利用者または家族の署名）	平 24 条例 52 第 158 条 準用第 59 条第 6 項
ウ 利用者へ当該自立訓練（生活訓練）計画を交付すること	○利用者に交付した記録 ○個別支援計画 （利用者または家族の署名）	平 24 条例 52 第 158 条 準用第 59 条第 7 項
エ 当該自立訓練（生活訓練）計画の実施状況の把握及び自立訓練（生活訓練）計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも 3 月に 1 回以上行われ、必要に応じて自立訓練（生活訓練）計画の変更を行う必要があること。）を行うこと	○個別支援計画 ○アセスメント及びモニタリングに関する記録	平 24 条例 52 第 158 条 準用第 59 条第 8 項
	○モニタリング等の記録 ○面接記録	平 24 条例 52 第 158 条 準用第 59 条第 9 項
	○(2) から (7) に掲げる確認資料	平 24 条例 52 第 158 条 準用第 59 条第 10 項
	○個別支援計画 ○アセスメント及びモニタリングに関する記録 ○サービス提供の記録 ○他の従業者に指導及び助言した記録	平 24 条例 52 第 158 条 準用第 60 条
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 158 条 準用第 61 条

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
20 訓練	<p>(1) 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p> <p>(4) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
21 地域生活への移行のための支援	<p>(1) 事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
22 職場への定着のための支援の実施	<p>(1) 事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○基本方針 指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、自立訓練（生活訓練）計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>また、指定自立訓練（生活訓練）は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該指定自立訓練（生活訓練）の訓練期間経過後、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならない。</p> <p>○職員体制 第3項に規定する「常時1人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。</p> <p>なお、指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平24条例52第158条 準用第146条第1項</p> <p>平24条例52第158条 準用第146条第2項</p> <p>平24条例52第158条 準用第146条第3項</p> <p>平24条例52第158条 準用第146条第4項</p>
<p>○指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者が地域生活へ移行できるよう、日中活動サービス事業者等と連携し、利用調整等を行うとともに、利用者が真に地域生活に定着し、将来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも6月以上の間は、当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならない。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平24条例52第158条 準用第147条第1項</p> <p>平24条例52第158条 準用第147条第2項</p>
<p>○職場への定着のための支援等の実施 事業者は、当該指定自立訓練（生活訓練）を受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。</p> <p>また、当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は就職後6月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。</p>		<p>平24条例52第158条 準用第86条の2第1項</p> <p>平24条例52第158条 準用第86条の2第2項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
23 食事	<p>(1) 事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p> <p>(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定自立訓練（生活訓練）事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
24 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定自立訓練（生活訓練）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p>
25 健康管理	<p>事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p>
26 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定自立訓練（生活訓練）の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>いる・いない</p>
27 管理者の責務	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の管理者は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第8章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○食事提供の留意点</p> <p>ア 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮すること。</p> <p>イ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>ウ 適切な衛生管理がなされていること。</p> <p>○食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならない。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○緊急時対応マニュアル</p> <p>○ケース記録</p> <p>○事故等の対応記録</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 87 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 87 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 87 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 87 条第 4 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 28 条</p>
<p>○利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 88 条</p>
<p>○法第 8 条第 1 項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならない。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 89 条</p>
<p>○従業者の管理及び当該事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に基準第 8 章第 4 節（運営に関する基準）の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならない。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 67 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 67 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
28 運営規程	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定自立訓練（生活訓練）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項 <p>※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。 <平18障発第1206001号第五3(8)③></p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
29 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対し、適切な指定自立訓練（生活訓練）を提供できるよう、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者によって指定自立訓練（生活訓練）を提供しているか。 ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○利用定員</p> <p>➢利用定員は、当該事業所において同時に指定自立訓練（生活訓練）の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものである。なお、複数の指定自立訓練（生活訓練）の単位が設置されている場合にあっては、当該指定自立訓練（生活訓練）の単位ごとに利用定員を定める必要がある。</p> <p>○通常の事業の実施地域</p> <p>➢通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。また、当該事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定自立訓練（生活訓練）の利用が図られるよう、当該事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。</p> <p>○ 「虐待の防止のための措置事項」</p> <p>ア 虐待の防止に関する責任者の選定</p> <p>イ 成年後見制度の利用支援</p> <p>ウ 苦情解決体制の整備</p> <p>エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）など</p> <p>オ 条例第 40 条の 2 第 1 項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること。</p> <p>○原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定自立訓練（生活訓練）の単位等により 2 以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p>○事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定自立訓練（生活訓練）事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。</p> <p>○同条第 4 項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定自立訓練（生活訓練）事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。（続く）</p>	<p>○運営規程</p> <p>○従業者の勤務表</p> <p>○勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類</p> <p>○研修計画、研修実施記録</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 90 条</p> <p>「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号当職通知）</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 69 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 69 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 69 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 69 条第 4 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
29 勤務体制の確保等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>ア 指定自立訓練（生活訓練）事業者が講ずべき措置の具体的内容 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p><u>a 指定自立訓練（生活訓練）事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発</u> 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p><u>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</u> 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>○なお、パワーハラスメント防止のための指定自立訓練（生活訓練）事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、<u>中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u></p> <p>イ 指定自立訓練（生活訓練）事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <p>①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>が規定されているので参考にされたい。</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
30 業務継続計画の策定等	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 【3年間の経過措置あり】</p> <p>(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。【3年間の経過措置あり】</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○指定自立訓練（生活訓練）事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定自立訓練（生活訓練）の提供を受けられるよう、指定自立訓練（生活訓練）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。</p> <p>○業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第 33 条の 2 に基づき指定自立訓練（生活訓練）事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>○感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>○業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）附則第 3 条において、<u>3 年間の経過措置を設けており、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされている。</u></p> <p>○業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	<p>○業務継続計画（BCP）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス ・自然災害 <p>○研修計画、研修実施記録</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 33 条の 2 第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 33 条の 2 第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 33 条の 2 第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
30 業務継続計画の策定等		
31 定員の遵守	<p>事業者は、利用定員を超えて指定自立訓練（生活訓練）の提供を行っていないか。</p> <p>ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</p> <p>○ 従業者教育を組織的に浸透させていくために、<u>定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。</u> また、研修の実施内容についても記録すること。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>○ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定居宅自立訓練（生活訓練）事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を<u>定期的（年1回以上）に実施するものとする。</u></p> <p>○ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>○ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>○利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定自立訓練（生活訓練）事業所が定める利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、下記に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とする。</p> <p>ア 1日当たりの利用者の数 （Ⅰ）利用定員50人以下の指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合 1日当たりの利用者の数（複数の指定自立訓練（生活訓練）の単位が設置されている場合にあつては、当該指定自立訓練（生活訓練）の単位ごとの利用者の数。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の指定自立訓練（生活訓練）の単位が設置されている場合にあつては、当該指定自立訓練（生活訓練）の単位ごとの利用定員。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）に150%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>（Ⅱ）利用定員51人以上の指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。</p>	<p>○運営規程 ○利用者数が分かる書 （利用者名簿等）</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 70 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
31 定員の遵守		
32 非常災害対策	<p>(1) 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てているか。</p> <p>(2) 事業者は、前項の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく業所内に掲示しているか。</p> <p>(3) 事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(4) 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
33 衛生管理等	<p>(1) 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。【3年間の経過措置あり】</p> <p>① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p><u>イ 過去3月間の利用者の数</u> 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>○消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。</p> <p>○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、これに基づく消防業務を消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせること。</p> <p>○「関係機関への通報及び連絡体制を整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めるものである。</p> <p>○（3）は、指定自立訓練（生活訓練）事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p> <p>○（1）は、事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものである。 このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。</p> <p>○（2）に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。（続く）</p>	<p>○非常火災時対応マニュアル（対応計画）</p> <p>○運営規程</p> <p>○通報・連絡体制、消防用設備点検の記録</p> <p>○避難訓練の記録</p> <p>○消防署への届出</p> <p>○衛生管理に関する書類</p> <p>○衛生管理に関する書類</p> <p>○感染予防に関するマニュアルなど</p> <p>○感染予防に関する職員研修計画、研修実施記録</p>	<p>平24条例52第171条 準用（第69条）</p> <p>平24条例52第158条 準用第71条第1項</p> <p>平24条例52第158条 準用第71条第2項</p> <p>平24条例52第158条 準用第71条第3項</p> <p>平24条例52第158条 準用第71条第4項</p> <p>平24条例52第158条 準用第71条第5項</p> <p>平24条例52第158条 準用第91条第1項</p> <p>平24条例52第158条 準用第91条第2項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
33 衛生管理等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。 ➢ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</u> ➢ <u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</u> ➢ 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、<u>おおむね3月に1回以上、定期的に開催する</u>とともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ➢ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定自立訓練（生活訓練）事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>また、指定自立訓練（生活訓練）事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ➢ 平常時の対策としては、次のようなものが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） ・日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等 ➢ 発生時の対応としては、次のようなものが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況の把握 ・感染拡大の防止 ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ・医療処置 ・行政への報告 等 <p style="text-align: center;">（続く）</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
33 衛生管理等		
34 協力医療機関	<p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>➤ 発生時における指定自立訓練（生活訓練）事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。</p> <p>ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修</p> <p>➤ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。</p> <p>➤ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。</u></p> <p>➤ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。</p> <p>➤ 研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>➤ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定自立訓練（生活訓練）事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の実態に応じ行うこと。</p> <p>エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</p> <p>➤ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。</u></p> <p>➤ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。</p> <p>➤ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>○協力医療機関は、当該事業所から近距離にあることが望ましい。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 92 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
35 掲示	<p>(1) 事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の掲示に代えることができるが、掲示ができない場合に掲示に代えているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
36 身体拘束の禁止	<p>(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 【令和4年度から義務化】</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催し、その結果について、従業者に周知徹底しているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○（１）は、事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。</p> <p>ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>イ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>○（２）項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定自立訓練（生活訓練）事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。</p> <p>○（１）、（２）は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>○（３）の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。</p> <p>○<u>構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u></p> <p>○身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。 また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>○<u>身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましい。</u> 虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">（続く）</p>	<p>○事業所の掲示物</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○身体拘束に関する書類 （必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）</p> <p>○身体拘束適正化検討委員会の議事録等</p> <p>○身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>○身体拘束に関する職員研修計画、研修実施記録</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 93 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 93 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 35 条の 2 第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 35 条の 2 第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 35 条の 2 第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
36 身体拘束の 禁止		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○指定自立訓練（生活訓練）事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>○身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。</p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>○ ②の事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。</p> <p>○ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u> また、研修の実施内容について記録することが必要である。</p> <p>○ 研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
37 秘密保持等	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 事業者は、他の指定自立訓練（生活訓練）事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>いない・いる</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
38 情報の提供等	<p>(1) 事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
39 利益供与等の禁止	<p>(1) 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練（生活訓練）事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
40 苦情解決	<p>(1) 事業者は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○指定自立訓練（生活訓練）事業者は、当該事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずる必要がある。</p> <p>○従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定自立訓練（生活訓練）事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>	<p>○従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p> <p>○個人情報同意書</p> <p>○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）</p> <p>○事業者のHP画面・パンフレット</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 36 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 36 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 36 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 37 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 37 条第 2 項</p>
<p>○一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるようにするためのものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 38 条第 1 項</p>
<p>○利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるようにするためのものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 38 条第 2 項</p>
<p>○相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講じた上、当該措置の概要について、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示することが望ましい。</p>	<p>○苦情受付簿</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○契約書</p> <p>○事業所の掲示物</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 39 条第 1 項</p>
<p>○苦情に対し組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録する必要がある。</p>	<p>○苦情者への対応記録</p> <p>○苦情対応マニュアル</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 39 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
40 苦情解決	<p>(3) 事業者は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法第10条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 事業者は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定自立訓練（生活訓練）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 事業者は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 事業者は、市又は市長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を市又は市長に報告しているか。</p> <p>(7) 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
41 事故発生時の対応	<p>(1) 事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情について調査や指導、助言を行うことになるが、指定自立訓練（生活訓練）事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p>	<p>○市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p> <p>○市長からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 39 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 39 条第 4 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 39 条第 5 項</p>
<p>○利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定自立訓練（生活訓練）事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>○事業所に自動体外式除細器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</p> <p>○指定自立訓練（生活訓練）事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>○指定自立訓練（生活訓練）事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。（「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参照）</p>	<p>○市等への報告書</p> <p>○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料</p> <p>○事故対応マニュアル</p> <p>○市・家族等への報告記録</p> <p>○事故の対応記録</p> <p>○ヒヤリハットの記録</p> <p>○再発防止の検討記録</p> <p>○損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（自賠償保険書類等）</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 39 条第 6 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 39 条第 7 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 40 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 40 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 40 条第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
42 虐待の防止	<p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。 【令和4年度から義務化】</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 （※虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。）</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○<u>虐待防止委員会</u>の役割は、以下の3つ。</p> <p>①虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）</p> <p>②虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）</p> <p>③虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）</p> <p>○委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の虐待防止担当者（必置）</u>を決めておくことが必要である。</p> <p>○委員会の構成員には利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。また、法人単位での委員会設置も可能である。</p> <p>○委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>○委員会は<u>少なくとも1年に1回は開催</u>することが必要である。</p> <p>○虐待防止のために報告・改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。</p> <p>○事業所は次のような項目を定めた「<u>虐待防止のための指針</u>」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方</p> <p>イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 虐待発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○<u>研修の実施</u>に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>○職員教育を組織的に徹底させていくためには、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、<u>定期的な研修を実施（年1回以上）</u>するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要であり、実施内容について記録することが必要である。</p> <p>○なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p> <p>○第3号の<u>虐待防止のための担当者</u>については、サービス管理責任者等を配置すること。</p>	<p>○虐待防止のための対策委員会の議事録等</p> <p>○担当者名ので分かる書類等</p> <p>○虐待防止に関する職員研修計画、研修実施記録</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 40 条の 2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
43 会計の区分	事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練（生活訓練）の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	いる・いない
44 地域との連携等	事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	いる・いない
45 記録の整備	(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	いる・いない
	<p>(2) 事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自立訓練（生活訓練）計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○指定自立訓練（生活訓練）事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携・協力等地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>○収支予算書・決算書類等の会計書類</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○職員名簿</p> <p>○設備・備品台帳</p> <p>○帳簿等の会計書類</p> <p>○①から⑥までの書類</p>	<p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 41 条</p> <p>平 24 条例 52 第 158 条 準用第 75 条</p> <p>平 24 条例 52 第 157 条 第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 157 条 第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>第5 多機能型に関する特例</p> <p>1 従業者の員数等に関する特例</p>	<p>(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)又は(4)にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この項目について同じ。)は、第2の1の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が60以下 1以上</p> <p>② 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p>
<p>2 設備の特例</p>	<p>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>第6 変更の届出等</p>	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>第7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い</p> <p>基本事項</p>	<p>(1) 指定自立訓練(生活訓練)に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第11により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定自立訓練(生活訓練)に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立訓練(生活訓練)事業に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定自立訓練(生活訓練)に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。なお、各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあつては、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。</p>		<p>平 24 条例 52 第 201 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 52 第 201 条第 2 項</p>
<p>多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、兼用は認められない。</p>		<p>平 24 条例 52 第 202 条</p>
<p>○基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p>	<p>○変更届（控） ○適宜必要と認める資料</p>	<p>法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23</p> <p>法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚労告 523 の一 平 18 厚労告 539</p> <p>平 18 厚労告 523 の二</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>別表「介護給費等単位数表」第11</p> <p>1 自立訓練（生活訓練）サービス費（1日につき）</p> <p>イ 生活訓練サービス費（I）</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 748単位</p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 668単位</p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 635単位</p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 610単位</p> <p>(5) 利用定員が81人以上 573単位</p> <p>ロ 生活訓練サービス費（II）</p> <p>(1) 所要時間1時間未満の場合 255単位</p> <p>(2) 所要時間1時間以上の場合 584単位</p> <p>(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750単位</p> <p>ハ 生活訓練サービス費（III）</p> <p>(1) 利用期間が2年間以内の場合 271単位</p> <p>(2) 利用期間が2年間を超える場合 164単位</p> <p>ニ 生活訓練サービス費（IV）</p> <p>(1) 利用期間が3年間以内の場合 271単位</p> <p>(2) 利用期間が3年間を超える場合 164単位</p> <p>ホ 共生型生活訓練サービス費 665単位</p> <p>ヘ 基準該当生活訓練サービス費 665単位</p> <p>○定員規模別単価の利用定員について</p> <p>多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。</p> <p>○生活訓練サービス費の区分について</p> <p>○生活訓練サービス費（I）については、利用者を通所させて自立訓練（生活訓練）を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練（生活訓練）を提供した場合に算定する。</p> <p>○生活訓練サービス費（II）については、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練（生活訓練）を提供した場合に算定することができる。</p> <p>なお、「居宅を訪問して自立訓練（生活訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助</p> <p>ウ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助</p> <p>エ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助</p> <p>オ その他必要な支援</p> <p>➤また、ここでいう「居宅」とは、指定共同生活援助事業所等における共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同生活住居外で実施する訓練については、指定共同生活援助等の利用者であっても対象となるものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の1の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第11の1の注2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(2) 生活訓練サービス費(Ⅱ) (視覚障害者に対する専門的訓練の場合)	注2の2 口の生活訓練サービス費(Ⅱ)(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556・第10号)が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
(3) 生活訓練サービス費(Ⅲ)	[指定宿泊型自立訓練行った場合] 注3 ハの生活訓練サービス費(Ⅲ)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、法第5条第12項に規定する厚生労働省令で定める期間(注4において、「標準利用期間」という。)が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき、所定単位数を算定しているか。	いる・いない
(4) 生活訓練サービス費(Ⅳ)	[指定宿泊型自立訓練行った場合] 注4 ニの生活訓練サービス費(Ⅳ)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、標準利用期間が3年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき、所定単位数を算定しているか。	いる・いない
(5) 共生型生活訓練サービス費	[共生型生活訓練サービス費] 注4の2 ホの共生型生活訓練サービス費については、共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準第171条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業を行う事業所(以下「共生型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)において、共生型自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。 ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練(生活訓練)事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない 非該当

チェックポイント	根拠法令
<p>➤ 「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。</p> <p>ア 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科(平成10年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。)</p> <p>イ 「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成13年3月30日付け障発第141号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>ウ 廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成6年7月27日付け社援更第192号厚生省社会・援護局長通知)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」(昭和47年7月6日付け社更第107号厚生省社会・援護局長)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p> <p>オ その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の1の注2の2 平18厚労告556・第十号</p>
<p>○生活訓練サービス費(Ⅲ)及び生活訓練サービス費(Ⅳ)については、日中、一般就労又は障害福祉サービスを利用する者を対象者として想定しており、具体的には、特別支援学校を卒業して就職した者、障害者支援施設又は日中の自立訓練(生活訓練)において一定期間訓練を行ってきた者等に対して、指定宿泊型自立訓練を行った場合に算定する。</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の1の注3</p>
<p>○生活訓練サービス費(Ⅳ)については、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等についても算定対象となるものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費(Ⅲ)又は生活訓練サービス費(Ⅳ)と当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の1の注4</p>
<p>○共生型生活訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練(生活訓練)事業所に通所させて、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの</p> <p>イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの</p> <p>➤ 共生型自立訓練(生活訓練)事業所にサービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た場合については、所定単位数を加算する。(続く)</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の1の注4の2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(5) 共生型生活訓練サービス費		
(6) 基準該当型生活訓練サービス費	<p>[基準該当型生活訓練サービス費]</p> <p>注5 への基準該当型生活訓練サービス費については、次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当型自立訓練（生活訓練）事業者が基準該当型自立訓練（生活訓練）を行う事業所（以下「基準該当自立訓練（生活訓練）事業所」という。）において、基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス基準第172条の2の規定による基準該当型自立訓練（生活訓練）事業所において、基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合。</p>	<p>いる・いない 非該当</p>
【減算が行われる場合】	<p>注6 イからホまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(3)又は(4)に該当する場合に、ハ及びニについては次の(1)及び(2)又は(3)のいずれかに該当する場合に、ホについては(1)及び(2)に該当する場合に、それぞれ(1)から(4)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	
定員超過	<p>(1) 利用者の数が「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」（平成18年厚生労働省告示第550号・第6号）のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合</p> <p>➢所定単位数に乗じる割合：100分の70</p>	<p>該当・非該当</p>
人員欠如	<p>(2) 従業者の員数が「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」（平成18年厚生労働省告示第550号・第5号）のハの表の上欄に掲げる基準に該当する場合</p>	<p>該当・非該当</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>➤ なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>○基準該当生活訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に通所させて、自立訓練（生活訓練）を提供した場合に算定する。</p> <p>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの</p> <p>○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p><u>（一）1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</u> （当該1日について利用者全員につき減算）</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に150%を乗じて得た数を超える場合</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合</p> <p><u>（二）過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い</u> （当該1月間について利用者全員につき減算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3月間の利用者の数の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超える場合 ・ただし、定員11人以下の場合、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合 <p>○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p>	<p>平18厚労告523別表第11の1の注5</p> <p>平18厚労告523別表第11の1の注6</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>【減算が行われる場合】</p> <p>人員欠如</p>	<p>・生活支援員若しくは地域移行支援員</p> <p>➢ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。</p> <p>➢ 減算が適用された月から3月以上連続して基準を満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。</p> <p>・サービス管理責任者</p> <p>➢ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。</p> <p>➢ 減算が適用された月から5月以上連続して基準を満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。</p>	<p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p>
<p>個別支援計画未作成 減算</p>	<p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、自立訓練（生活訓練）計画等が作成されていない場合に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>➢ 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</p> <p>➢ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p>	<p>該当・非該当</p>
<p>標準利用期間超過 減算</p>	<p>(4) 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活）等の利用者（指定自立訓練（生活訓練）等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（指定自立訓練（生活訓練）等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95</p> <p>➢ 所定単位数に乗じる割合：100分の95</p>	<p>該当・非該当</p>

○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

○個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い

- 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。
 - (一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。
 - (二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について

○標準利用期間超過減算の具体的取扱い

- 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとする。

➢ なお、「標準利用期間に6月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

ア 自立訓練（機能訓練） 24 月間

イ 自立訓練（生活訓練） 30 月間

ウ 就労移行支援 30 月間

（規則第6条の8ただし書きの規定の適用を受ける場合にあつては、42 月間又は66 月間とする。）

エ 自立生活援助 18 月間

（続く）

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
標準利用期間超過減算		いる・いない
特別地域加算	<p>注6の2 別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）に居住している利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき従業者が、当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	該当・非該当
身体拘束未実施減算	<p>注6の3 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</p>	該当・非該当
サービス管理責任者配置等加算 （共生型自立訓練（生活訓練））	<p>注6の4 ハについては、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして市長に届け出た共生型自立訓練（生活訓練）事業所について、1日につき58単位を加算しているか。</p> <p>(1) サービス管理責任者を1名以上配置していること。 (2) 地域に貢献する活動を行っていること。</p>	いる・いない 非該当
その他	<p>注7 利用者が自立訓練（生活訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間は、機能訓練サービス費は、算定していないか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>➤利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。</p> <p>ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあつてはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあつては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。</p> <p>イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.75で除して得た期間とする。</p> <p>ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.4で除して得た期間とする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の1の 注6の2</p>
<p>○身体拘束等にかかる記録が未作成の場合の所定単位数の算定について</p> <p>➤当該減算については、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。</p> <p>➤具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員についての所定単位数から減算する。</p> <p>➤なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の1の 注6の3</p>
	<p>平18厚労告523 別表第11の1の 注6の4</p> <p>平18厚労告523 別表第11の1の 注7</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>1 の 2 福祉専門職員配置等加算</p>	<p>注1 イの福祉専門職員配置等加算(I)については、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員若しくは指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員(以下「生活支援員等」という。)又は指定障害福祉サービス基準第171条の2第2号若しくは第171条の3第4号の規定により置くべき従業者(注2及び注3において「共生型自立訓練(生活訓練)従業者」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。)において、指定自立訓練(生活訓練)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)、共生型自立訓練(生活訓練)又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)(以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を行った場合に、1日につき15単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき10単位を加算しているか。</p> <p>注2 ロの福祉専門職員配置等加算(II)については、生活支援員等又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>注3 ハの福祉専門職員配置等加算(III)については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 生活支援員等又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>(2) 生活支援員等又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>いない・いる</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 福祉専門職員配置等加算</p> <p>イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 10単位 ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 7単位 ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 4単位</p> <p>(一) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三)において同じ。)</p> <p>(二) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次のいずれかに該当する場合であること。</p> <p>ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>※なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業を行う事業所(旧法施設を含む。)、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。</p> <p>※また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p> <p>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。</p> <p>なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 11 の 1 の 2</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第 11 の 1 の 2 の注 2</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第 11 の 1 の 2 の注 3</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 の 3 地域移行支援体制強化加算	注 地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551・第 4 号・イ）に適合するものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算しているか。	いる・いない
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	注 視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者（1のロに規定する生活訓練サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。）の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○地域移行支援体制強化加算 55 単位</p> <p>➤地域移行支援体制強化加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を 15 で除して得た数以上の地域移行支援員を配置しており、当該地域移行支援員のうち 1 人以上が常勤で配置されている事業所について算定するものであるが、当該地域移行支援員については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供</p> <p>イ 共同生活援助等の体験的な利用を行うための連絡調整</p> <p>ウ 地域生活への移行後の障害福祉サービス利用等のための指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整</p> <p>エ 地域生活への移行の際の公的手続等への同行等の支援</p> <p>オ その他利用者の地域生活への移行のために必要な支援</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 1 の 3 の注</p>
<p>○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位</p> <p>➤視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害者…身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が 1 級又は 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者</p> <p>イ 聴覚障害者…身体障害者手帳の障害の程度が 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者</p> <p>ウ 言語機能障害者…身体障害者手帳の障害の程度が 3 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者</p> <p>➤「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者」については、当該利用者 1 人で 2 人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の 100 分の 30 が視覚障害者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。</p> <p>➤多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であり、従業員の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。</p> <p>➤「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害 ……点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者</p> <p>イ 聴覚障害又は言語機能障害 ……手話通訳等を行うことができる者</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 2 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
3 初期加算	<p>注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
4 欠席時対応加算	<p>注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
4の2 医療連携体制加算	<p>注1 イの医療連携体制加算(I)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当生活介護若しくは特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。注2から注5までにおいて同じ。)に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○初期加算 30単位</p> <p>○初期加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から30日の間、加算するものであること。</p> <p>○この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。</p> <p>○なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合には、この加算の対象としない。</p> <p>○なお、指定宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中活動サービスを利用している場合については、指定宿泊型自立訓練のみについて初期加算を算定するものとし、指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から30日の間算定できるものであること。</p> <p>○ 欠席時対応加算 94単位</p> <p>○欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。 ➢ 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※欠席時対応加算は、いわゆる“キャンセル料”ではないことから、単なる欠席の受付対応でなく、今後のサービス利用を見据えた個別の相談支援といえる実質を備えている必要があるため、記録にあたっては以下の項目については必須で記載してください</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 連絡日時 ② 相談支援を行った職員の職名・氏名 ③ 利用者が相談を必要としている（困っている）状況 ④ 相談支援の具体的内容・経緯など ⑤ 次回通所予定日 </div>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 3 の注</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 4 の注</p>
<p>○医療連携体制加算</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 32単位 ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 63単位 ハ 医療連携体制加算（Ⅲ） 125単位 ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） <ul style="list-style-type: none"> (1) 看護を受けた利用者が1人 800単位 (2) 看護を受けた利用者が2人 500単位 (3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 400単位 ホ 医療連携体制加算（Ⅴ） 500単位 ヘ 医療連携体制加算（Ⅵ） 100単位 <p>○医療連携体制加算の取扱いについて</p> <p>（一）医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅵ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。（続く）</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
4 の 2 医 療 連 携 体 制 加 算	<p>注3 ハの医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注4 ニの医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p> <p>注5 ホの医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注6 ヘの医療連携体制加算(Ⅵ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>ア 指定自立訓練（生活訓練）事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定自立訓練（生活訓練）事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。 この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。 なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。</p> <p>イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。 また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。</p> <p>ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。</p> <p>エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定自立訓練（生活訓練）事業所等が負担するものとする。 なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。 （「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）</p> <p>(二) 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）について、看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。</p> <p>ア 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い >医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で8人を限度とすること。</p> <p>イ 医療連携体制加算（Ⅳ）における取扱い >医療連携体制加算（Ⅳ）を算定する利用者全体で8人を限度とすること。</p> <p>ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の4の2 の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第11の4の2 の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第11の4の2 の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第11の4の2 の注6</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>4の3 個別計画 訓練支援加算</p>	<p>注 次の(1)から(5)までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第1における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。</p> <p>(2) 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練（生活訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。</p> <p>(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○個別計画訓練支援加算 19単位</p> <p>○個別計画訓練支援加算 については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 個別計画訓練支援加算 に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>(二) (三)により作成される個別訓練実施計画 を作成した利用者について、当該指定自立訓練（生活訓練）等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練 が行われた日とは限らないものであること。</p> <p>(三) 個別計画訓練支援加算 については、以下の手順で実施すること。</p> <p>ア 利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者（視覚障害者を対象とする場合にあっては、第556号告示第10号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同じ。）が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の 原案を作成すること。</p> <p>また、作成した個別訓練実施計画の 原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</p> <p>イ 個別訓練実施計画の 原案に基づいた訓練を実施しながら、概ね2週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者 がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、個別訓練実施計画 を作成すること。</p> <p>なお、この場合にあっては、個別訓練実施計画 を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施計画の 原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっては、個別訓練実施計画の 原案を個別訓練実施計画 に代えることができるものとする。</p> <p>また、作成した個別訓練実施計画 については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</p> <p>なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。</p> <p>ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行うこと。</p> <p>その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。</p> <p>エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を行うこと。</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の4の3 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
5 短期滞在加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551・第 4 号・ロ）に適合しているものとしては市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等が，利用者（生活訓練サービス費（Ⅲ）又は生活訓練サービス費（Ⅳ）を受けている者を除く。）に対し，居室その他の設備を利用させるとともに，主として夜間において家事等の日常生活能力を向上させるための支援その他の必要な支援を行った場合に，1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
5 の 2 日中支援加算	<p>注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が，生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者，地域活動支援センター（法第 5 条第 25 項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者，介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護若しくは同条第 8 項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者，診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア，精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに，当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって，当該支援を行った日が 1 月につき 2 日を超える場合に，当該 2 日を超える期間について，1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○短期滞在加算</p> <p>イ 短期滞在加算(Ⅰ) 180 単位</p> <p>ロ 短期滞在加算(Ⅱ) 115 単位</p> <p>○短期滞在加算の取扱いについて</p> <p>(一) 短期滞在加算については、第 551 号告示に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定自立訓練(生活訓練)を利用している者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して、宿泊の提供を行った場合に、算定する。</p> <p>(二) 短期滞在加算(Ⅰ)については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>(三) 短期滞在加算(Ⅱ)については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>○日中支援加算 270 単位</p> <p>○日中支援加算の取扱いについて</p> <p>日中支援加算については、指定宿泊型自立訓練と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に利用することができないとき、サービス等利用計画若しくは自立訓練(生活訓練)計画に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所は、当該利用者に対して昼間の時間帯に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、自立訓練(生活訓練)計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の従業者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の昼間の時間帯の支援に係る従業者の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所に従事する従業者以外の者であって昼間の時間帯における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、昼間の時間帯における支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 5 の注</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 5 の 2 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
5の3 通勤者生活支援加算	<p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち 100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
5の4 入院時支援特別加算	<p>注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所(当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○通勤者生活支援加算 18単位</p> <p>○通勤者生活支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 通勤者生活支援加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者のうち、100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くものであること。</p> <p>(二) 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。</p> <p>○入院時特別支援加算</p> <p>イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561単位</p> <p>ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位</p> <p>○入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(一) 入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、加算する。</p> <p>(二) イが算定される場合にあっては少なくとも1回以上、ロが算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。</p> <p>なお、入院期間が7日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、イを算定する。</p> <p>(三) 入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 入院時支援特別加算は、5の5の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。</p> <p>また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の5の3の注</p> <p>平18厚労告523 別表第11の5の4の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
5の5 長期入院時支援特別加算	<p>注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、5の4の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。</p>	いる・いない
5の6 帰宅時支援加算	<p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊(共同生活援助サービス費の注6に規定する体験的な指定共同生活援助、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。)した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○長期入院時支援特別加算 76単位</p> <p>○長期入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(一) 長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 長期入院時支援特別加算が算定される場合にあっては、特段の事情のない限り、原則、1週に1回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。 なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。 また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(三) 長期入院時支援特別加算の算定に当たって、1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 長期入院時支援特別加算は、5の4の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。 また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p> <p>(六) 長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 11 の 5 の 5 の 注</p>
<p>○帰宅時支援加算</p> <p>イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位</p> <p>ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 11 の 5 の 6 の 注</p>
<p>○帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、算定する。</p> <p>(二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。 (続く)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
5の6 帰宅時支援加算		
5の7 長期帰宅時支援加算	<p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、5の6の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>(三) 外泊期間が複数月にまたがる場合の2月日以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 帰宅時支援加算は、⑮の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。 また、この場合において、最初の1月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月日以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p>○長期帰宅時支援加算 25 単位</p> <p>○長期帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 長期帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(三) 長期帰宅時支援加算の算定に当たって、1回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月日以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 長期帰宅時支援加算は、⑭の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月日以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできないこと。</p> <p>(六) 共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 11 の 5 の 6 の 注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
5 の 8 地域移行 加算	<p>注 利用期間が1月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者（利用期間が2年を超える者を除く。）の退所に先立って、指定障害福祉サービス基準の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中2回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。</p>	いる・いない
5 の 9 地域生活 移行個別支援特 別加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551・第4号・ハ）に適合しているものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556・第9号）に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医師観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○地域移行加算 500 単位</p> <p>○地域移行加算の取扱いについて</p> <p>(一) 地域移行加算の注中、退院前の相談援助については、入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の居宅生活(福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。)に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>(二) 地域移行加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合 イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ウ 死亡退院の場合</p> <p>(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。</p> <p>ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助 イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助 ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 エ 住宅改修に関する相談援助 オ 退院する者の介護等に関する相談援助</p> <p>(六) 退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 5 の 8 の注</p>
<p>○地域生活移行個別支援特別加算 670 単位</p> <p>○地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p>医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>(続く)</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 5 の 9 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
5 の 9 地 域 生 活 移 行 個 別 支 援 特 別 加 算		
5 の 10 精 神 障 害 者 地 域 移 行 特 別 加 算	<p>注 指定障害福祉サービス基準に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練（生活訓練）計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、5の9の地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定しない。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>(二) 施設要件 加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業員に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。 なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。 また、従業員に対する研修会については、原則として事業所の従業員全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(三) 支援内容 加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。 ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計画の作成 イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催 ウ 日常生活や人間関係に関する助言 エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援 オ 日中活動の場における緊急時の対応 カ その他必要な支援</p> <p>○精神障害者地域移行特別加算 300単位 ○精神障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件 精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院してから1年以内の者であること。 また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から1年以内について、加算の算定ができるものとする。 なお、1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算を算定できるものである。</p> <p>(二) 施設要件 事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練生活訓練事業所であること。 また、当該事業所の従業員として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を1人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 11 の 5 の 10 の 注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
5 の 10 精神障害者地域移行特別加算		
5 の 11 強度行動障害者地域移行特別加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551・第 4 号・二）に適合しているものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に 1 年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから 1 年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543・第 29 号）に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
6 利用者負担上限額管理加算	<p>注 指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院支援施設を除く。）、共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第 170 条の 2 第 2 項（指定障害福祉サービス基準第 171 条の 4 において準用する場合を含む。）又は障害者支援施設基準第 20 条第 2 項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(三) 支援内容 加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練（生活訓練）計画の作成 イ 精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む） ウ 対象利用者との定期及び随時の面談 エ 日中活動の選択、利用、定着のための支援 オ その他必要な支援 <p>○ 強度行動障害者地域移行特別加算 300 単位</p> <p>○強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p>障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目（第543号告示別表第2に規定する行動関連項目をいう。）について、算出した点数の合計が10点以上の者（以下この⑱において「強度行動障害を有する者」という。）であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していたもののうち、退所してから1年以内の障害者であること。</p> <p>また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から1年以内について、加算の算定ができるものとする。</p> <p>なお、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から1年以内について、加算を算定できるものである。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>以下のいずれにも該当する 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練 生活訓練事業所において、強度行動障害を有する者に対して、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた 地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練 生活訓練 事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修 実践研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。 イ 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練 生活訓練事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。 <p>○利用者負担上限額管理加算 150 単位</p> <p>○注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 11 の 5 の 11 の 注</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第 11 の 6 の 注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
7 食事提供体制加算	<p>注1 イの食事提供体制加算（Ⅰ）については、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣の定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの食事提供体制加算（Ⅱ）については、低所得者であって自立訓練（生活訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）に対して指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣の定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
8 精神障害者退院支援施設加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551・第4号・ホ）に適合しているものとして市長に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○食事提供体制加算</p> <p>イ 食事提供体制加算（Ⅰ） 48 単位</p> <p>ロ 食事提供体制加算（Ⅱ） 30 単位</p> <p>○食事提供体制加算の取扱いについて</p> <p>（一）イの食事提供体制加算（Ⅰ）については、短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者について算定するものである。</p> <p>なお、1日に複数回食事の提供をした場合については、この加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。</p> <p>ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものであること。</p> <p>（二）ロの食事提供体制加算（Ⅱ）については、食事提供体制加算（Ⅰ）が算定される者以外の者について算定するものであること。</p> <p>○食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。</p> <p>なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。</p> <p>この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。</p> <p>なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p> <p>○精神障害者退院支援施設加算</p> <p>精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ） 180 単位</p> <p>精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ） 115 単位</p> <p>○精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて</p> <p>➢精神障害者退院支援施設加算については、厚生労働大臣が定める施設基準（第 551 号告示）に適合しているものとして市長に届け出た、精神病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね 1 年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場合につき、夜間の勤務体制に応じ、次のとおりそれぞれ算定する。</p> <p>（一）精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>（二）精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>また、このほか、精神障害者退院支援施設の運営に係る留意事項については、別途通知する。</p> <p>（関係通知）</p> <p>精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について（平成 19 年 3 月 30 日障発第 0330011 号）</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 7 の 注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 7 の 注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 8 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>9 夜間支援等 体制加算</p>	<p>注1 イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>注3 ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)又はロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○夜間支援等体制加算</p> <p>イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)</p> <p>(1) 夜間及び深夜の時間帯において、生活支援員等が支援を行う利用者(以下「夜間支援対象利用者」という。)が3人以下 448単位</p> <p>(2) 夜間支援対象利用者が4人以上6人以下 269単位</p> <p>(3) 夜間支援対象利用者が7人以上9人以下 168単位</p> <p>(4) 夜間支援対象利用者が10人以上12人以下 122単位</p> <p>(5) 夜間支援対象利用者が13人以上15人以下 96単位</p> <p>(6) 夜間支援対象利用者が16人以上18人以下 79単位</p> <p>(7) 夜間支援対象利用者が19人以上21人以下 67単位</p> <p>(8) 夜間支援対象利用者が22人以上24人以下 58単位</p> <p>(9) 夜間支援対象利用者が25人以上27人以下 52単位</p> <p>(10) 夜間支援対象利用者が28人以上30人以下 46単位</p> <p>ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)</p> <p>(1) 夜間支援対象利用者が3人以下 149単位</p> <p>(2) 夜間支援対象利用者が4人以上6人以下 90単位</p> <p>(3) 夜間支援対象利用者が7人以上9人以下 56単位</p> <p>(4) 夜間支援対象利用者が10人以上12人以下 41単位</p> <p>(5) 夜間支援対象利用者が13人以上15人以下 32単位</p> <p>(6) 夜間支援対象利用者が16人以上18人以下 26単位</p> <p>(7) 夜間支援対象利用者が19人以上21人以下 22単位</p> <p>(8) 夜間支援対象利用者が22人以上24人以下 19単位</p> <p>(9) 夜間支援対象利用者が25人以上27人以下 17単位</p> <p>(10) 夜間支援対象利用者が28人以上30人以下 15単位</p> <p>ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) 10単位</p> <p>○夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(一)イの夜間支援等体制加算については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>➢夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に配置される必要があること。</p> <p>ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして市長が認めた場合は、この限りではないこと。</p> <p>➢1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、30人までを上限とする。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の9の注 1</p> <p>平18厚労告523 別表第11の9の注 2</p> <p>平18厚労告523 別表第11の9の注 3</p>

イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

- 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。
 また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。
 なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。
- 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。
- 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに自立訓練（生活訓練）計画に位置付ける必要があること。

ウ 加算の算定方法

- 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。
 この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数ではなく、第二の1の（5）〔加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について〕の規定を準用して算定するものとする。
- 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の（5）の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所を利用している利用者数を按分して算定するものとする。
 これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。
 なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者は、口の夜間支援等体制加算（Ⅱ）及び同ハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）を算定できないものであること。

（例）夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う 20 人定員の 指定宿泊型自立訓練を行う 指定自立訓練（生活訓練）事業所において、前年度の全利用者数の延べ数が 1,570 人、前年度の開所日数が 365 日の場合の加算額

→ $1,570 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 4.3 \text{ 人}$ 。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が 4 人以上 6 人以下の加算額 269 単位）を算定

（続く）

(二) ロの夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

（一）のアの規定を準用する。

イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

- 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。
また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。
なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定共同生活援助事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。
- 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。
- 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。

ウ 加算の算定方法

- 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数ではなく、第二の1の（5）の規定を準用して算定するものとする。
- 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の（5）の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。
なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者は、イの夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び同ハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）を算定できないものであること。

（続く）

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
9 夜間支援等 体制加算		
10 看護職員配置 加算	<p>注1 イの看護職員配置加算(Ⅰ)については、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの看護職員配置加算(Ⅱ)については、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(三) ハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容 警備会社と指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。 なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容 常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</p> <p>(1) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合</p> <p>(2) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外のものであって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合 ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第15(共同生活援助サービス費)の1の5のハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。 なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法 常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者について、加算額を算定する。 なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者は、イの夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び同口の夜間支援等体制加算（Ⅱ）を算定できないものであること。</p>	
<p>○看護職員配置加算</p> <p>イ 看護職員配置加算(Ⅰ) 18単位</p> <p>ロ 看護職員配置加算(Ⅱ) 13単位</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の10の注1</p>
<p>○看護職員配置加算の取扱いについて</p> <p>イの看護職員配置加算（Ⅰ）及びロの看護職員配置加算（Ⅱ）については、常勤換算方法で1以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）を配置している場合に、指定自立訓練（生活訓練）又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に応じ、算定できるものであること。</p> <p>当該加算の算定対象となる指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所については、医療連携体制加算の算定対象とはならないこと。</p>	<p>平18厚労告523 別表第11の10の注2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
11 送迎加算	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268・第4号）を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268・第4号）を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令				
<p>○送迎加算</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">送迎加算（Ⅰ）</td> <td style="width: 50%;">21 単位</td> </tr> <tr> <td>送迎加算（Ⅱ）</td> <td>10 単位</td> </tr> </table> <p>○送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（一）多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合には、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。</p> <p>（二）送迎加算のうち、送迎加算（Ⅰ）については、当該月において、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。 また、送迎加算（Ⅱ）については、当該月において、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。 （ア）1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用 （イ）週3回以上の送迎を実施 なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>（三）指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活援助事業所等」という。）と指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。</p> <p>（四）送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。</p> <p>（五）同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。 なお、当該所定単位数は、注2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>（六）「これに準ずる者」とは、区分4以下であつて、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。</p>	送迎加算（Ⅰ）	21 単位	送迎加算（Ⅱ）	10 単位	<p>平18厚労告523 別表第11の11の 注1</p> <p>平18厚労告523 別表第11の11の 注2</p>
送迎加算（Ⅰ）	21 単位				
送迎加算（Ⅱ）	10 単位				

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
12 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>注1 イの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)及びロの(Ⅱ)については、指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</p> <p>(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>注2 イの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注3 ロの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注4 (Ⅰ)又は(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551・第4号・ト)に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
12の2 社会生活支援特別加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551・第4号・ト)に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556・第9号)に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○障害福祉サービスの体験利用支援加算</p> <p>イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位</p> <p>ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位</p> <p>○障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定障害者支援施設等における指定生活介護等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする。(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)</p> <p>ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>(i) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p>(ii) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p>(iii) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p> <p>➤なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>➤また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p> <p>○厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551・第 3 号の 2・イ ※第 2 号・チの規定を準用）</p> <p>➤運営規程において、当該指定障害者支援施設が地域生活支援居拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第 2 の 3 の規定する「地域生活支援拠点等」をいう。）であることを定めていること。</p> <p>○障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、1 日につき所定単位数にさらに 50 単位を加算する</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 12 の 注 1</p>
<p>○社会生活支援特別加算 480 単位</p> <p>○社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p>➤医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから 3 年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3 年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（生活訓練）事業所等を利用することになった者をいうものである。</p> <p>➤なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後 3 年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（生活訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（生活訓練）等の利用を開始してから 3 年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 11 の 12 の 2 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
12の2 社会生活支援特別加算	<p>➤厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員に加え、上記の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。</p> <p>(2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を指定自立訓練（生活訓練）事業所に配置すること又は指定医療機関その他の関係機関から当該資格を有する者を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所に訪問させることにより、上記の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。</p> <p>(3) 指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者に対し、医療観察方第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。</p> <p>➤厚生労働大臣が定める者</p> <p>心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設若しくは少年院法第3条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者。</p>	
12の3 就労移行支援体制加算	<p>注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

(二) 施設要件

➤加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

➤また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

(三) 支援内容

➤加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。

ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計画等の作成

イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等

ウ 日常生活や人間関係に関する助言

エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援

オ 日中活動の場における緊急時の対応

カ その他必要な支援

○就労移行支援体制加算

イ 利用定員が 20 人以下	54 単位
ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下	24 単位
ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	13 単位
ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	9 単位
ホ 利用定員が 81 人以上	7 単位

平 18 厚労告 523
別表第 11 の 12 の
3 の注

○就労移行支援体制加算 の取扱いについて

(一) 就労移行支援体制加算については、自立訓練（生活訓練）を経て企業等（就労継続支援 A 型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

なお、自立訓練（生活訓練）を経て企業等に雇用された後、自立訓練（生活訓練）の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後 1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月に達した者は就労定着者として取り扱う。

(二) 注中「6 月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が 6 月に達した者である。例えば、平成 29 年 10 月 1 日に就職した者は、平成 30 年 3 月 31 日に 6 月に達した者となる。

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
13 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543・第 18 号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14 及び 15 において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、「チェックポイント」欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	いる・いない
14 福祉・介護職員 等特定処遇改 善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543・第 31 号の 2）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 12 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 40 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 26 に相当する単位数）</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 36 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 26 に相当する単位数）</p>	いる・いない
15 福祉・介護職員 等ベースアップ 等支援加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示 543・第 31 号の 2）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合は、1 から 12 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 18 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 11 の 13 の 注</p>
<p>○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月25日付け障障発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 11 の 15 の 注</p>
	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 11 の 15 の 注 平 18 厚 労 告 543 の 三 十 一 の 2 準 用 （ 三 の 2 ）</p>

(参考) 主な根拠法令等

区分	略号	法令等名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日、法律第123号）
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日、政令第10号）
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日、厚生労働省令第19号）
	平18厚令171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日、厚生労働省令第171号）
告示	平18厚告523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日、厚生労働省告示第523号）
	平18厚告539	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月29日、厚生労働省告示第539号）
	平18厚告543	厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日、厚生労働省告示第543号）
	平18厚告544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日、厚生労働省告示第544号）
	平18厚告545	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年9月29日、厚生労働省告示第545号）
	平18厚告550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年9月29日、厚生労働省告示第550号）
	平18厚告551	厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日、厚生労働省告示第551号）
	平18厚告553	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月29日、厚生労働省告示第553号）
	平24厚告268	厚生労働大臣が定める送迎（平成24年3月3日、厚生労働省告示第268号）
通知等	平18障発第1206001号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日、障発第1206001号）
	平18障発第1031001号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年1月31日、障発第1031001号）
	平17障発第1020001号	障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日、障発第1020001号）
		福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年3月28日、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）
条例	市条例第52号	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月25日、条例第52号）